

小・中学校及び義務教育学校における
教育活動再開に向けた段階的な対応について
(参考資料)【5月8日時点】

栃木県教育委員会

令和2（2020）年5月8日

1 基本的な考え方

令和2（2020）年5月4日に決定した国の緊急事態宣言延長を受け、臨時休業を5月31日までとしているところであるが、学校再開に向けた準備期間として、各学校における指導体制が整い次第、児童生徒の学びの保障のために分散登校等を実施することで、段階的に学校教育活動を再開する取組を進めていくことが大切である。

文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日 学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）を引用し、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とし、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」としている。（令和2年5月1日付け2文科初第222号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」）

本県としても、こうした考え方を踏まえ、これまで取り組んできた「主体的な学びを促す教材例」の作成や、県域テレビを活用した自宅学習ガイド番組の制作に加え、分散登校日の設定を工夫することにより、担任による面談（教育相談や進路指導等）や課題の回収、教科等の学習指導等を段階的に取り入れ、臨時休業中における学びの保障に資する必要があると考える。

そこで、市町教育委員会が、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じて対応する際の参考となるよう本資料を作成した。

2 分散登校日の設定

(1) 分散登校の考え方

分散登校とは、児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法をいう。

分散登校を行う日（分散登校日）を設けることにより、段階的に学習活動を開始し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

なお、分散登校日の設定に当たっては、全ての学年の学習機会の確保に配慮しながら、小学校第1学年の学習支援や、最終学年の進路指導等の機会を優先的に増やすよう努める。

また、特別支援学級の児童生徒については、障害の種類や程度等を踏まえた慎重な対応が必要である。

(2) 学校再開に向けた段階的な分散登校例

学校再開に向けたプロセスを次表の三つの段階に分けて例示した。

当面は第1段階とし、各学校の指導体制が整い次第、それぞれの学校ごとに分散登校日を設けて実施する。

次の段階へ進むことを可能とする時期については、県内の感染状況、地域の実情等を踏まえ、市町教育委員会において、適切に判断する。

なお、分散登校日を設けたとしても、これまで通り児童生徒に対して家庭学習を課すことによって学習の遅れが生じないようにすることには変わりはない。また、さまざまな活動を組み合わせ、児童生徒の取組状況及び成果を把握できるようにすることも大切である。

【例】

段階	第1段階	→	第2段階	→	第3段階
登校日	任意の登校日		授業日としての登校日		
登校の目的	生活・学習状況の把握（面談） 教科等の学習指導（授業に向けた準備）		教科等の学習指導		
児童生徒一人当たりの登校頻度	1～2週間に1回程度 （半日程度）		週1～2回程度 （半日程度）		週2～3回程度
授業日の取扱い	授業日には含まない		授業日に含む		

① 第1段階

家庭での生活・学習の状況を把握するため、担任や教科担任等が個別面談、少人数のグループ指導等を実施する。臨時休業が行われている4～5月は、児童生徒が学校生活や新しい学年での学習に適応するための重要な時期であることを踏まえ、この第1段階を有効に活用して、児童生徒の学校への適応を図る。

併せて、第1段階では、児童生徒の教育相談（心のケア）の機会を増やすよう努める。

② 第2段階

担任や教科担任による教科等の学習指導を行う。これまで家庭で取り組んだ学習内容の補充、つまづきやすい内容の解説、児童生徒の質問に答える機会の設定、今後の家庭学習に向けた事前の学習指導など、家庭学習の成果を評価するために必要な学習指導を適切に計画する。

なお、やむを得ず出席できなかった児童生徒に対しては、個別に事後指導の機会を設けるなどして、学習機会の確保に努める。

③ 第3段階

第3段階については、通常教育活動が再開されるまでの移行期間として、担任や教科担任による教科等の学習指導を行う。これまで児童生徒に課した家庭学習と学校での授業を円滑に接続するため、各教科の年間指導計画を見直し、適切な指導と評価が実現できるよう準備する。

(3) 分散登校日の設定に当たっての留意事項

① 登校手段

小・中学校及び義務教育学校の通学については、児童生徒・保護者の抱える不安は大きいものと認識しなければならない。このことを十分に踏まえ、可能な限りの感染防止策を講じ、児童生徒・保護者の理解を得られるよう努める。具体的には、次の点に留意する。

ア 徒歩や自転車による通学の際の安全を確保する。特に、通学に不慣れな小学校第1学年については、十分留意する。

イ 公共交通機関による通学の場合には、時間帯をずらす等の工夫をする。

ウ 校門や昇降口付近で児童生徒が密集しないよう登下校時刻に配慮する。

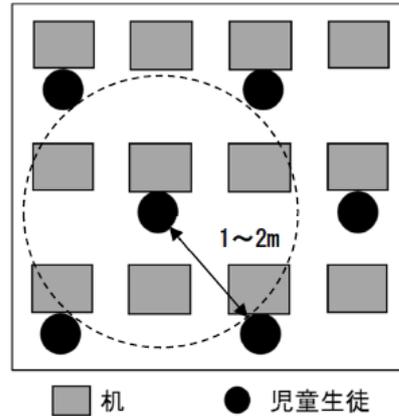
エ スクールバスを運行する場合には、2便制にするなど、乗車率を低減させるための工夫をする。

② 身体的距離の確保

教室における指導の際には、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2m）、対面とならないような形で教育活動を行う。

そのためには、分散登校により学年を分けて登校させるなどして、空き教室をつくり身体的距離を確保する必要がある。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



③ 分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体として子供の居場所づくりに配慮する。

④ 感染の可能性が高い学習活動

次のような学習活動、またはそれに準じる活動は、行わない。

- ア 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- イ 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ウ 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- エ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- オ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じる。

⑤ 学校図書館の活用について

臨時休業中、家庭において読書に親しむ機会を設けることは、児童生徒の知性や感性を磨く上で重要である。次の点に留意し、各学校の分散登校日において、学校図書館を開放し、本の貸出や自習または調べ学習のスペースとしての活用を可能とする。

- ア 児童生徒どうしの対話をさせず、密集しないよう指導を徹底する。
- イ 自習等のスペースで活用する場合、教室と同様、身体的距離（1～2m）の確保のための人数制限を徹底する。

- ウ 密閉空間にしないために、30分おきの換気を徹底する。
- エ 自習等のスペースとして長時間開放するのではなく、分散登校の待ち時間等のみの利用に限るなど、限られた時間（1時間程度）での開放とする。

3 登校に当たっての感染拡大防止に向けた取組

(1) 児童生徒の健康観察の徹底

学校では、下記により健康観察を徹底する。

- ・ 学校への登校前には、毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認するよう指導する。また、登校時に教職員が健康状態を確認する。
- ・ 発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するように指導する。
- ・ 学校への登校前に検温を忘れた者については、保健室等で検温するように指導する。

校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒に配慮し、空き教室等を利用することも検討する。

なお、風邪症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、基礎疾患があり日数に関わらず前述の症状が認められる場合は、栃木県新型コロナウイルスコールセンターや、帰国者・接触者相談センターへ相談するように指導する。

（参考）県HP「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口について」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/shingatakoronavirussoudannmadoguti.html>

(2) 日常の感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症対策で重要な飛沫感染と接触感染の防止について、下記により感染症対策を徹底する。

① こまめな手洗いの徹底

学校での登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でもこまめな手洗いをを行うように指導する。また、多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などに触れる前後でも手洗いをを行うように指導する。

（参考）首相官邸・厚生労働省HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>

② 3密（密閉・密集・密接）を避ける工夫

換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う（空調利用時においても換気は必要であることに留意する）。

座席については当分の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形とする。

③ 児童生徒や教職員のマスク着用

学校では近距離での会話や発声等が必要な場合が多いため、マスクを着用させ、咳エチケット等を指導する。

④ 学校の保健管理

学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、学校環境衛生等の対応について確認しておく。

教室やトイレなどで、多くの児童生徒や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つ。

（参考）厚生労働省及び経済産業省リーフレット（次亜塩素酸ナトリウムの利用について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

(3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これらを避ける行動をとることができるように指導する。

また、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導する。

（参考）文部科学省指導資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

(4) 学校給食の実施

学校給食を実施する場合は、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、下記により感染症対策に努める。

- ・ 給食の配食を行う児童生徒や教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検する。適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとる。
- ・ 会食では、飛沫を飛ばさないように机を向かい合わせにしない。また、喫食中は机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・ 配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立で、栄養摂取ができるようにすることや可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供する。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

4 新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者^{※1}又は濃厚接触者^{※2}となった場合の基本的な対応については、下記のとおりとする。

※1 感染者：症状の有無にかかわらず、遺伝子検査（PCR検査等）の結果が陽性となったもの

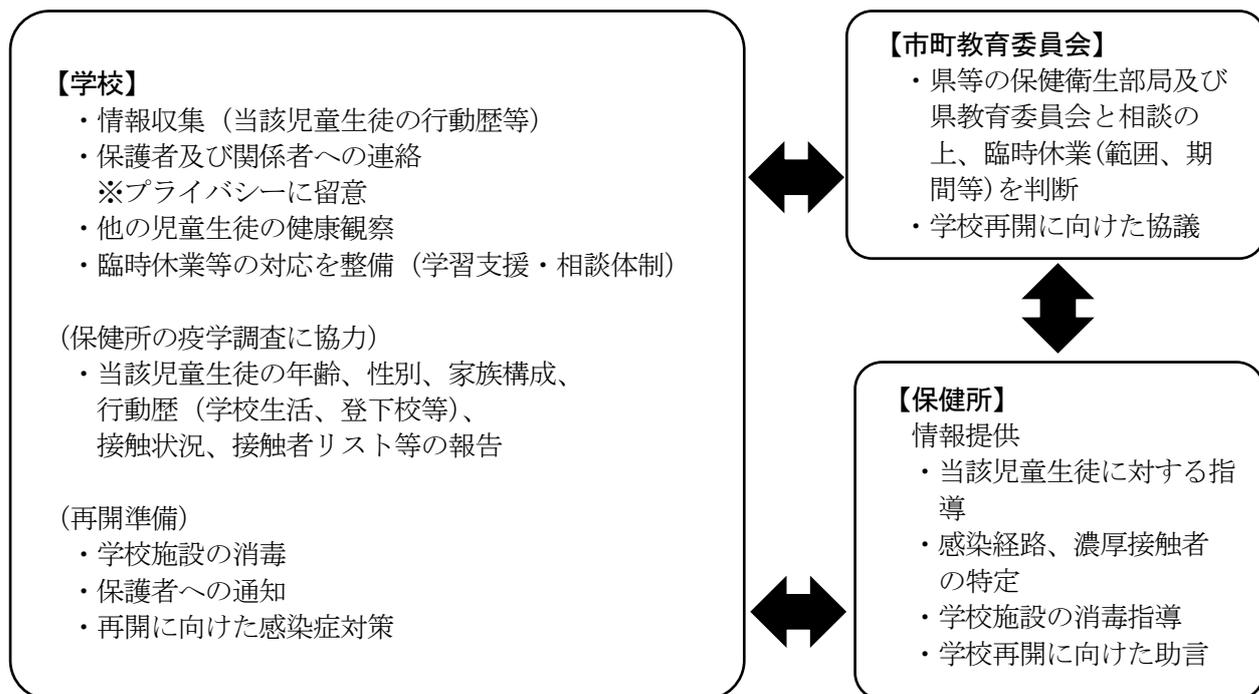
※2 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定されたもの

なお、児童生徒や教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合は、市町教育委員会及び保健所へ連絡する。また、県対策本部（保健福祉部）から県教育委員会が情報を把握した場合は、県教育委員会から市町教育委員会へ連絡する。

① 児童生徒が感染者となった場合

ア 当該児童生徒は治癒するまで出席停止とする。（学校保健安全法第19条）

イ 学校の臨時休業等については、個々の事例ごとの対応が必要となることから、県等の保健衛生部局及び県教育委員会と相談の上、市町教育委員会が判断する。（学校保健安全法第20条）



② 児童生徒が濃厚接触者となった場合

ア 当該児童生徒は出席停止とする。（学校保健安全法第 19 条）

出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間と示されている。

イ 学校では、当該児童生徒の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。現状では濃厚接触者ではないが、濃厚接触者と関係のあるもの（家族等に濃厚接触者（もしくはその疑い）がいるなど）についても、保護者の意向や感染が心配される合理的な理由などから判断し、出席停止等の措置をとることもできる。（学校教育法施行規則第 63 条）

③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

①又は②と同様の対応とする。（教職員は、特別休暇又は在宅勤務等）

5 出席停止の取扱いについて

- (1) 児童生徒の感染が判明した場合には、治癒するまでの間、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする。
- (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。
- (3) 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、「出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することが出来ない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。
- (4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、保護者が主治医に相談した上で登校すべきではないと判断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

※ 3 月 11 日付け義教第 1277 号「新型コロナウイルス感染症対策のための出席停止等に伴う指導要録の記載について（通知）」を参照

6 教職員の感染症防止に向けた取組

学校において、教職員が感染源や感染経路とならないよう、以下の点に十分留意する。

- (1) 不要不急の外出を自粛する。特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を控えるなど、節度ある行動をとる。また、県界をまたいだ人の移動はしない。
- (2) 出勤する教職員に毎朝の検温及び風邪症状等がないことを確認し、教職員の健康状態を管理し、軽度であっても不調を訴える者が出勤しないよう指導する。
- (3) 教職員が新型コロナウイルスに罹患しないよう、職場内における「3つの密（密閉空間、密集空間、密接空間）」を避けるため、定期的に換気を行うことやマスクの着用、手洗い・咳エチケットの徹底など衛生管理面において対応を図る。
- (4) 教職員の勤務について、基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が管理職に相談しやすい風通しのよい環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や一定程度の教職員が出勤していない状態を確保するなどの勤務形態の工夫を行う。